

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第68号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観光施設)</p> <p>第3条 条例第2条第6号の規則で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 地方拠点強化施設 次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 助成金の交付申請時の新規常用雇用者（期間の定めのない労働契約を締結している従業者に限る。以下ア及び別表5の表において同じ。）の数が5人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者の在職者数の平均が5人以上であること。</u></p> <p><u>イ 企業がその所有する県内の地方拠点強化施設における業務を廃止して、これに代わる地方拠点強化施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、新たに設置する地方拠点強化施設の本社機能業務（地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第7条各号に掲げる特定業務施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務又はこれらに類する業務をいう。以下同じ。）の用に直接供される部分の面積が廃止する地方拠点強化施設の本社機能業務の用に直接供される部分の面積より増加すること。</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(助成金の交付申請)</p>	<p>(観光施設)</p> <p>第3条 条例第2条第5号の規則で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定の要件)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(助成金の交付申請)</p>

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、試験研究施設及び物流拠点施設にあつては業務開始後1年以内に、情報処理関連施設、地方拠点強化施設及び観光施設にあつては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書（第8号様式）を知事に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 略

2～4 略

別表（第12条関係）

1～4 略

5 地方拠点強化施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
<p>1 県の管理する土地に設置する場合</p> <p>(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の前日3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の前日3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限り。）に100分の15を乗じて得た額</p> <p>イ 事務所等賃借料の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）</p> <p>ウ 事務所等の改装に要する経費（投下固定資産額を除き、条例第3条第3項の規定による申請の日から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に支出したものであつて知事の認めるものに限り。）に100分の50を乗じて得た額（上限2,000万円）</p> <p>エ 助成金の交付申請時の新規常用雇用の数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用の在職者数の平均のいず</p>

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、試験研究施設及び物流拠点施設にあつては業務開始後1年以内に、情報処理関連施設及び観光施設にあつては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書（第8号様式）を知事に提出して行わなければならない。

(1)～(4) 略

2～4 略

別表（第12条関係）

1～4 略

れか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額から500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額（負の場合は、0円とする。）

オ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者のうち、当該対象施設に勤務するため新たに県内に住所を有することとなった者の数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者のうち、当該対象施設に勤務するため新たに県内に住所を有することとなった者の在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に30万円を乗じて得た額

事務所等賃借料の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）

(2) 業務の開始の日から2年及び3年を経過した場合

2 その他の場合

(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合

次に掲げる額の合計額

ア 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の前3年から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に取得したものに限り。）に100分の15を乗じて得た額

イ 事務所等賃借料の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）

ウ 事務所等の改装に要する経費（投下固定資産額を除き、条例第3条第3項の規定による申請の日から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に支出したものであって知事の認めるものに限り。）に100分の50を乗じて得た額（上限2,000万円）

エ 助成金の交付申請時の新規常用雇用

者の数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用の在職者数の平均のいずれか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額から500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額（負の場合は、0円とする。）

オ 助成金の交付申請時の新規常用雇用のうち、当該対象施設に勤務するため新たに県内に住所を有することとなった者の数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用のうち、当該対象施設に勤務するため新たに県内に住所を有することとなった者の在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に30万円を乗じて得た額

(2) 業務の開始の日から2年及び3年を経過した場合

事務所等賃借料の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）

備考 県内の地方拠点強化施設における業務を廃止して、これに代わる地方拠点強化施設を設置した場合の助成金の算定は、別に定める方法による。

6 略

5 略

第1号様式（第5条関係）  
 (その1)～(その4) 略  
(その5)

(日本工業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書（地方拠点強化施設）

香 川 県 知 事 殿 年 月 日

申 請 者  
 所 在 地  
 名 称  
 代 表 者 の 氏 名 ⑤  
 (担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 地方拠点強化施設の名称
- 2 地方拠点強化施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新 た に 設 置 す る 施 設	計
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
本社機能業務の用に 直接供される部分の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(注意) 申請者が所有する県内の地方拠点強化施設における業務を廃止して、これに代わる地方拠点強化施設を設置する場合には、業務を廃止する地方拠点強化施設の敷地面積、建築面積及び本社機能業務の用に直接供される部分の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額 円
 

上 地	円 (	m <sup>2</sup> ,	年 月 日取得)
家 屋	円		
償却資産	円		
- 5 事務所等賃借料 (年間) 円
- 6 事務所等改装費 円
- 7 従業員数
 

新規常用雇用者 (期間の定めのない労働契約を締結している従業員に限る。) の数 人

うち新たに県内に住所を有することとなった者の数 人
- 8 設置計画
 

(1) 着手 (契約) 予定年月日	年 月 日
(2) 完成予定年月日	年 月 日
(3) 業務開始予定年月日	年 月 日
- 9 添付図書の日録

第1号様式（第5条関係）  
 (その1)～(その4) 略

(その6)・(その7) 略

(その5)・(その6) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 香川県企業誘致条例及び香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成27香川県条例第42号）附則第2項の規定の適用を受けた地方拠点強化施設、この規則の施行の日前に工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をし、同日以後に設置される地方拠点強化施設及び同日から平成28年2月29日までの間に工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする地方拠点強化施設に係る改正後の香川県企業誘致条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条第1項の規定の適用については、同項中「当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日の30日前」とあるのは、「平成28年2月29日（同日前に業務を開始する場合にあっては、業務を開始する日の前日）」とする。

3 前項に規定する地方拠点強化施設に係る指定企業については、新規則第9条の規定は、適用しない。